

長崎地域電力電気供給条件における重要事項

本書面は、当社がお客さまに電気を供給する契約を結ぶ際の条件を概説するものです。詳しくは当社の電力需給約款（低圧）をご確認願います。

1. 申込方法

WEBサイト上の申込受付ページまたは所定の申込用紙より申し込めます。

2. 媒介業者

当社との電力需給契約において株式会社チョープロ（以下チョープロといいます）を電気事業法第2条の13第1項に基づき、代理業者として業務を委託し、契約締結を行うことがあります。

3. 電気の供給開始予定日等（提供時期）

申込完了後、手続きを経たのちおよそ2～3週間程度で電気の供給が開始されます。

4. 電気料金（税込）

・ファミリープラン（九州電力従量電灯B対応）

契約電流	基本料金
10アンペア	319.00円
15アンペア	478.50円
20アンペア	638.00円
30アンペア	957.00円
40アンペア	1276.00円
50アンペア	1595.00円
60アンペア	1914.00円

使用電力量	電力量料金
最初の120kWhまで	22.22円
120kWhを超え300kWhまで	23.98円
300kWhを超えるもの	25.85円

（1kWhあたり）

・ビジネスプラン（九州電力従量電灯C対応）

契約容量	基本料金
1kVAにつき	308.00円

電力量料金
23.76円

（1kWhあたり）

・低圧電力

契約容量	基本料金
1kWにつき	1210.00円

電力量料金	
夏季	17.27円
他季	15.58円

（1kWhあたり）

・従量電灯A

契約容量	最低基本料金
最初の12kWhまで 1契約あたり	334.26円

使用電力量	電力量料金
12kWhを超えるもの	18.28円

（1kWhあたり）

・公衆街路灯

契約容量	基本料金
1契約につき	49.50円

小型機器料金	
使用電力量	電力量料金
50kVA未満までの1機器につき	232.74円
50kVA未満を超え100kVA未満までの1機器につき	356.58円
100kVA未満を超える1機器につき50kVA未満までごとに	178.84円

電灯料金	
使用電力量	電力量料金
100Wまでの1灯につき	89.70円
100Wを超え200Wまでの1灯につき	137.63円
200Wを超え400Wまでの1灯につき	233.44円
400Wを超え600Wまでの1灯につき	330.35円
600Wを超え1000Wまでの1灯につき	521.99円
1000Wを超える1灯につき1000Wまでごとに	521.99円

・定額電灯

契約容量	基本料金
1契約につき	55.00円

小型機器料金	
使用電力量	電力量料金
50kVA未満までの1機器につき	256.94円
50kVA未満を超え100kVA未満までの1機器につき	391.78円
100kVA未満を超える1機器につき50kVA未満までごとに	196.44円

電灯料金	
使用電力量	電力量料金
100Wまでの1灯につき	97.40円
100Wを超え200Wまでの1灯につき	149.73円
200Wを超え400Wまでの1灯につき	256.54円
400Wを超え600Wまでの1灯につき	362.25円
600Wを超え1000Wまでの1灯につき	574.79円
1000Wを超える1灯につき1000Wまでごとに	574.79円

・料金は基本料金、電力量料金に燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。（詳しくは電力需給約款（低圧）にてご確認ください）

※料金＝基本料金＋（電力量料金±燃料費調整額）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

5. 工事費等

電力需給の開始または需給契約の変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまに負担していただく場合があります。

6. その他ご負担いただく費用

・お客さまが料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は支払期日の翌日から支払の日の前日までの間の当社が定める日数について年利14.5%で計算した延滞利息を申し受けます。

7. 契約電力および契約電流の決定方法

- ・本契約における契約電流または契約容量は、現在ご契約されている値を引き継ぐものといたします。
- ・現在の時間帯別・季時別などの契約につきましても対応するプランはございません。

8. 供給電圧および周波数

- ・供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- ・周波数は標準周波数60ヘルツとします。

9. 供給電力（量）の計測方法並びに料金調定の方法

- ・一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により算定します。
- ・料金の算定期間は起算日（当社が定める一定の日）から次の月の起算日の前日までの「一ヶ月」とします。

10. 料金の支払い方法

- ・口座振替をご指定の場合
前月の検針日から当月の検針日の前日までの料金を当月または翌月お支払いいただきます。（検針日より異なります）
お引落し日は6、16、26、27日のいずれかとなります。（検針日より異なります）
- ・クレジットカード払いをご指定の場合
支払日に関しましては、カード会社ごとにより異なりますのでそれぞれの会社にご確認ください。

11. 調査および保安等に関するお客さまのご協力

- ・ お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事にやむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- ・ 業務上必要とする場合に、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・ お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼす恐れがある場合、速やかに一般送配電事業者に通知していただきます。
- ・ お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。

12. 契約期間およびその更新

- ・ 契約期間は供給開始日から電力需給契約申込書記載の契約期間をもって満了いたします。
- ・ 契約期間満了に先立って、その2か月前までに、お客さままたは当社のいずれからも相手方に対する契約変更等の意思表示がなされない場合は、契約期間は自動的に1年間延長されるものとします。

13. 契約解約の期間制限

- ・ 契約の解約につきましては、期間の制限は設けておりません。
※解約の時期によりましては解約違約金が発生する場合がございます。詳しくは電力需給約款（低圧）をご確認ください。

14. 契約の変更や解約・電力廃止期日の申出

- ・ 変更・解約に関しては長崎地域電力お客さまセンターへお問い合わせください。
- ・ 電話による電力廃止期日の指定のご依頼は平日午前9時から午後5時の営業時間内をお願いいたします。上記時間以後の場合は翌営業日扱いとなります。

15. 契約変更・解約に伴う費用

- ・ 一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を変更または廃止される場合は、当社は、一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。
- ・ お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合には、託送供給約款に基づき一般送配電事業者から当社に料金の精算を求められた場合、その清算金をお客さまから申し受ける場合があります。

16. お客さまからの申出による契約の変更

- ・ 契約電流・契約容量等の変更をされる場合は、原則として申し込みをされた以後、最初の検針日から適用します。

17. 当社からの申出による解約

- ・ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解除することができます。
 - ・ お客さまがこの需給契約または他の需給契約の料金を支払期日までに支払われない場合
 - ・ お客さまが料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
 - ・ お客さまが約款に記載されていることに違反した場合
 - ・ 当社は解約日の2か月前までにお客さまに通知することにより、需給契約を解約することができます。
- ※ 当社からの解約の申出があった場合、他の需給契約を結ばないと無契約状態となり電気の供給が受けられなくなる可能性がございます。

18. 反社会的勢力の排除

- ・ お客さまには次に掲げる事項を確約していただきます。
 - ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
 - ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - ④本契約に関して、自己または第三者を利用して、次に掲げる行為をしないこと。
 - ア 当社、媒介業者もしくは一般送配電事業者に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて当社、媒介業者もしくは一般送配電事業者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
- ・ お客さまが、上記確約事項に反した場合には、当社は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。
- ・ 上記確約事項に反して本契約が解除された場合には、お客さまは解除により生ずる損害について、当社に対し、一切の請求ができないこととします。

19. 信用情報の共有

当社は支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名前、住所、支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

20. その他

- ・ 上記に取り扱のない事項は長崎地域電力が定める電力需給約款(低圧)の供給条件によります。
- ・ 電力需給約款(低圧)の内容は、長崎地域電力のホームページで確認することができます。

21. 各種手続き・お問い合わせ先

小売電気事業者：長崎地域電力株式会社（A0240）
長崎地域電力お客様センター
0120-932-766
平日午前9時～午後5時

★

契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

以下のことは電力小売販売の様態が「特定商取引に関する法律」における訪問販売等にあたる場合のみ適用されます。

- ① お客さまが、訪問販売または電話勧誘販売により契約された場合、「電力需給のお申し込み」と題する書面または本書面を受領した日から8日を経過する日までの間は、書面により契約の解除または申込の撤回（以下、クーリング・オフといいます）を行うことができます。
- ② ①にかかわらず、クーリング・オフ等に関する事項について当社の不実の告知によりお客様が誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑したことに於いてクーリング・オフを行わなかった場合、当社がクーリング・オフ妨害の解消のための書面を再交付した日から8日を経過するまではクーリング・オフを行うことができます。
- ③ クーリング・オフの効力は書面を発信した時に生じます。
- ④ クーリング・オフが行われた場合、お客さまは以下のことを免れます。
 - (1) 損害補償および違約金の請求
 - (2) 電気が提供されていた場合、当該電気に係る対価その他の金銭の支払い
- ⑤ クーリング・オフが行われた場合、お客さまは以下のことが保証されます。
 - (1) 契約に伴い支払った金銭の全額返還
 - (2) 契約に伴い土地または建物その他工作物の現状が変更された場合において、無償による原状回復措置の請求

【書面送付先】 長崎地域電力株式会社 クーリング・オフ担当 〒852-8156長崎県長崎市赤迫3丁目2番20号 SOL BLD. 1F

【注意事項】 当社の電力提供の後にクーリング・オフをされると、電気が使えなくなりますので、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。

小売電気事業者： 長崎地域電力株式会社（A0240）
所在地： 長崎県長崎市赤迫3丁目2番20号
連絡先： 0120-932-766
代表者： 代表取締役 荒木 健治